

奈良県告示第三百十二号

次の私道の廃止は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十五条第一項の規定による禁止又は制限をする必要がないと認めた。

平成二十八年三月十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 廃止の場所（平成二十七年九月二十五日現在の地番による。）

桜井市大字外山三〇一番一及び三〇三番一の各一部

二 申請者氏名 東田好史

三 申請者住所 桜井市大字外山七九六番地

四 道路の幅員 四・〇〇メートル

五 道路の延長 八・〇〇メートル

六 廃止年月日 平成二十八年二月二十九日

七 廃止番号 建第七八一一号